

# 矢吹町いじめ防止基本方針

令和8年4月

矢吹町教育委員会

## 目 次

	ページ
はじめに _____	1
第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 _____	1
1 町の基本方針策定の目的	
2 町のいじめ防止対策の基本理念	
3 いじめの定義 _____	2
(1) いじめの様態	
(2) いじめの判断	
4 いじめの理解 _____	3
5 いじめの防止等に関する基本的な考え方 _____	4
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 地域や家庭との連携について	
(5) 関係機関との連携について	
第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項 _____	5
1 いじめの防止等のために町・教育委員会が実施する施策	
(1) 福島県いじめ問題対策連絡協議会との連携	
(2) 附属機関の設置	
(3) 町・教育委員会の基本施策	
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策 _____	9
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	
① 学校に置く組織	
② 組織の役割	
③ 留意事項	
(3) 児童生徒が主体となったいじめの防止等の取組の推進	
(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	
① いじめの防止	
② 早期発見	
③ いじめに対する措置	

3 重大事態への対処 \_\_\_\_\_ 12

(1) 教育委員会又は学校の調査

- ① 重大事態の報告
- ② 調査の趣旨及び調査主体について
- ③ 調査を行うための組織について
- ④ 事実関係を明確にするための調査の実施
  - 《いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合》
  - 《いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合》
  - 《自殺の背景調査における留意事項》

⑤ その他の留意事項

(2) 調査結果の提供及び報告

(3) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

- ① 「再調査」
- ② 「再調査」の結果を踏まえた措置等

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 \_\_\_\_\_ 18

矢吹町いじめ問題対策連絡協議会等条例 \_\_\_\_\_ 19

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

矢吹町は「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律71号。以下「法」という。）、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）に基づき、「矢吹町いじめ防止基本方針」（以下「町の基本方針」という。）を策定し、児童生徒の尊厳を保持する目的のため、町・県・国・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 町の基本方針策定の目的

町の基本方針は、法第12条の規定に基づき、実情に応じたいじめ防止等の対策を体系的かつ計画的に推進するために策定する。

### 2 町はいじめ防止対策の基本理念

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であることから、矢吹町まちづくり総合計画、矢吹町教育大綱、矢吹町教育振興基本計画を踏まえ、町の実情に応じたいじめ防止対策を推進する。

なお、以下を実現するため、矢吹町は福島県及び福島県教育委員会と連携して施策実現を図っており、町においては国及び福島県のいじめ防止の基本理念を参酌するところである。

- (1) いじめは、どの子どもにも起こりうるという認識のもと、いじめ防止対策は、全ての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動を通して自己実現が図れるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにする。
- (2) 全ての子どもがいじめをすることなく、全ての子どもがいじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止対策は、いじめを受けた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもたちの理解を深め、子ども集団の人権意識を高めるものである。
- (3) いじめを受けた子どもの生命、心身を保護することが最も重要であることを認識し、学校、保護者、地域及び関係機関等がそれぞれの責務や役割を自覚し、広く社会全体でいじめの問題に真剣に取り組むようにする。
- (4) 学校、保護者、地域及び関係機関等が主体的かつ相互に協力しながら活動し、子どもに自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚させ「いじめは絶対しない、絶対させない」社会の実現に努める。

### 3 いじめの定義

法では次のように定義している。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾、スポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係にあるものを指す。

※「物理的な影響」とは、

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

#### (1) いじめの様態

目に見えるいじめとして、次のような形態があると考えられる。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。

#### (2) いじめの判断

いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合においても、加害児童生徒に対し、その全てに厳しい指導を要する必要があるとは限らない。例えば、好意から行った行為が相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合も考えられるからである。

「いじめ」に当たるかどうかの判断は、以下の点を踏まえる。

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かを表面的・形式的に判断せず、いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
- ② いじめられている本人が否定する場合もあるため、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めること。
- ③ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。

- ④けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し判断すること。
- ⑤インターネット上で悪口を書かれたことを知らず、児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ⑥教員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、法第22条の学校いじめ対策組織へ事案の情報共有を行うこと。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

#### 4 いじめの理解

国立教育政策研究所によるいじめ追跡の結果によれば、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童が入れ替わり被害や加害を経験している。

いじめについての基本認識を以下のとおり示す。

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。
- (2) 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- (3) 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険に至らされる場合があることを認識する。
- (4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、はやし立てたりおもしろがったりする「観衆」、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。
- (5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談する必要があるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報する必要があるものが含まれる。これらについては教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。
- (6) 特に配慮が必要な児童生徒として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
  - ア 発達障害を含む、障がいのある児童生徒
  - イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒

- ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- エ 災害等により被災した児童生徒

## 5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの防止

- ①学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させる。そのために、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、全ての児童生徒が安心でき、学校教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりに努める必要がある。
- ②保護者は、家庭において、日頃から児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めるとともに、善悪の判断や正義感、思いやりの心等を育み、児童生徒のいじめを許さない心を醸成する。
- ③町と教育委員会は、いじめ問題への取組の重要性について、町民全体に認識を広め、学校、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。

### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

- ①いじめは大人の気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- ②保護者は、児童生徒にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努める必要がある。
- ③いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、ICTの活用も図りながら定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域や家庭と連携して児童生徒を見守る必要がある。

### (3) いじめへの対処

- ①いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒や、いじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。  
また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。
- ②教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要である。  
また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

#### (4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

- ① P T A や地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。
- ② より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

#### (5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携が必要となる場合も想定されることから、日頃から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議を開催するなど、情報共有体制を整えておく必要がある。

また、教育相談についても必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が、関係機関による組織と連携することが重要である。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のために町・教育委員会が実施する施策

(いじめ問題対策連絡協議会)

- 第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。
- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会との連携を図るために必要な処置を講ずるものとする。
- 3 前二項の規程を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

#### (1) 福島県いじめ問題対策連絡協議会との連携

法第14条第1項に基づく協議会については、福島県が設置する福島県いじめ問題対策連絡協議会との連携を図る。

## (2) 附属機関の設置

- ①いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、「矢吹町いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。  
本協議会は、福島県警察や県中児童相談所などの行政機関、学校関係者、保護者代表、矢吹町町教育委員会、民生児童委員協議会や白河人権擁護委員協議会などの地域関係機関などの機関、団体の委員で構成する。
- ②法第28条第1項に規定するいじめの重大事態等について調査を行う組織として、法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、「矢吹町いじめ問題専門委員会」を設置する。  
本委員会は、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成し、公平性・中立性が確保されるようにする。
- ③法第30条第2項に基づき、専門委員会の調査結果を受け、必要があると認める場合には、第三者による再調査を実施するために「矢吹町いじめ問題調査委員会」を設置する。  
本委員会は、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成し、公平性・中立性が確保されるようにする。
- ④「付属機関」は以下の機能を有するものとする。
  - (ア) 教育委員会の諮問に応じ、専門的知見から、いじめ防止等のための有効な対策を審議・検討を行うこと。
  - (イ) 学校におけるいじめの事案について、教育委員会が学校からの報告を受け、法第24条に基づく調査を行う場合に、必要に応じて専門的知見から助言を行うこと。
- ⑤教育委員会が、法第28条第1項に基づき、重大事態に係る調査を行うこととなった場合には、「附属機関」において調査を行うものとする。

### (学校の設置者による設置)

第24条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

※この場合、「学校の設置者」は教育委員会である。

### (学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

## (3) 町・教育委員会の基本施策

### ①道徳教育の充実

各学校の道徳教育推進教師を中心とした指導体制を一層機能させ、授業公開や、家庭や地域との連携を強化し、地域の伝統や歴史を踏まえるなど、学校教育全体を通じた道徳教育の充実を図る。

## ②体験活動の推進

児童生徒の発達段階に応じ、自然体験学習、集団宿泊学習、職場体験学習、ボランティア活動、交流学習などを行うことにより、望ましい人間関係の醸成を通して、思いやり、規範意義などの育成を図る。

## ③少人数教育によるきめ細やかな指導

少人数教育を充実させ、児童生徒に達成感や充実感を味あわせ、生徒指導の4つの機能（自己存在感の感受、共感的人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）を取り入れた授業を推進するとともに、教員が児童生徒一人一人に向き合い、児童生徒が抱える課題やその背景を的確に把握し、きめ細やかに対応することにより、いじめ等の未然防止に努める。

## ④教育相談体制の整備・充実

児童生徒、保護者及び教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、いじめに関する相談や通報を受け付けるための教育委員会や学校の相談窓口、県教育センターの「ダイヤルSOS」など、他関係機関・団体の相談窓口について広く周知する。

## ⑤関係機関との連携

いじめの防止、いじめ対応が適切に行われるよう、警察や児童相談所などの関係機関、学校、家庭、地域社会、企業及び民間団体との連携強化やその他必要な体制整備を行う。児童生徒が思いやり、助け合い、支え合いながら人間関係を育むピアサポート活動を推進する。

## ⑥いのちや心を大切にす指導の充実

各学校において、児童生徒の発達段階に応じた、いのちや心を大切にす指導が推進できるよう教員に対する研修を行うとともに、関係機関との連携のもと、専門家を学校に派遣する事業を活用するなどして、自分や他者を大切にす気持ちを持つこころ豊かな児童生徒の育成を進める。

## ⑦地域ぐるみによる学校支援の促進

地域の方々が自らの知識や経験を生かす場を広げるよう努め、町青少年健全育成推進会議や地域の方々のボランティア等の協力のもと地域全体で学校教育を支援する体制作りを促進し、その機能を発揮させる。

## ⑧子育てに関する学習機会の充実

関係機関との連携体制を強化し、保護者が子育てに関するさまざまな知識や情報、あり方等について学習する機会の充実を図るとともに、大人が子どもとの関わりを充実させる取組を推進する。

## ⑨家庭教育力向上のための支援体制の充実

保護者に対して、家庭教育に関する効果的な情報を提供するとともに、保護者が子育てに関する意欲を高め、自信を持って役割を果たせるよう、関係機関との連携を深めながら、地域の子育て・家庭教育支援等に対する、指導力の向上に努め、子育て・家庭教育支援を推進するための体制づくりに努める。

## ⑩学校と家庭の連携の促進

P T A 連合会等の活動に対する支援により、各学校の P T A が行う学校と家庭の連携による家庭教育に関する取組を促進する。

#### ⑪ ネット上のいじめ対策

関係機関との連携を図り、情報モラル教育関連サイトや関連資料の掲載をはじめ、ネットいじめの相談を受け付けるために設けている投稿サイト等を周知するとともに、学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、ネットいじめを防止し、効果的に対応することができるよう、必要な啓発活動を行う。

さらに、携帯電話やインターネット利用に係る実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図る。

#### ⑫ いじめに対する措置

教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条1項の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒が安心して学校教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

そのため、出席停止の手続きに関し必要な事項を教育委員会で基準を定め、学校や保護者に周知する。

#### ⑬ 学校評価・教職員評価における留意事項

教育委員会は、学校評価および教職員人事評価制度において、いじめ問題への対応について具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、学校及び教職員に対する必要な指導・助言を行う。

#### ⑭ 学校運営改善の支援

教育委員会は、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の機能を充実させるとともに、教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいけるよう、事務機能強化等の学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

#### ⑮ 重大事態への対処

町長は、法第30条第2項により、法第28条に規定する「重大事態」発生の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。再調査を行ったとき、町長は、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保し、その結果を議会に報告する。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

※町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

## 2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国の基本方針、県の基本方針及び町の基本方針を参考にして、学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるとともに、児童生徒やその保護者への提示や学校のホームページなどで公開する。

学校基本方針には以下の内容を入れる。

- ①いじめ防止等の対策のための組織
- ②いじめの未然防止のための取組
- ③いじめの早期発見のための取組
- ④いじめに対する措置
- ⑤年間計画
- ⑥評価と改善

### (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

#### ①学校に置く組織

学校は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に基づき、対策の中核となる常設の組織を置くものとする。

学校の実情に応じて、既存の組織を法に基づく組織として機能させることや、必要に応じ、関係する教員やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者を追加することなど、柔軟に対応する。

## ②組織の役割

- 学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに関する情報があった場合には緊急会議を開き、いじめ情報の迅速な共有、関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割・「重大事態の調査」(後述)のための組織の母体ともなり得る。

## ③留意事項

- 学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を担う役割が期待される。
- いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。  
特に、いじめであるかどうかの判断については組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。
- 法第22条の「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とすることが有効である。
- 組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機能的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。
- 第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することも考えられる。(重大事態への対応については、後述「3 重大事態への対処」に記述。)

### (3) 児童生徒が主体となったいじめの防止等の取組の推進

- ①校内外において児童会・生徒会が主体となり、いじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動や相談箱を設置して児童生徒同士で悩みを聞き合う活動など、いじめの防止等における取組を推進する。
- ②それぞれの学校の取組を紹介するなど、他校の実践のよさに触れ、学び合いながら、更に児童生徒の主体的な取組を推進する。

### (4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、国から示された【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】を参考に、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

#### ①いじめの防止

- a、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図るとともに、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- b、未然防止の基本として、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団作りを行う。
- c、児童生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- d、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### ②早期発見

- a、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所や、遊びやふざけあいを装って行われるなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。
- b、教職員は、日頃から児童生徒の見守りや観察、信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化や危険信号などのサインを見逃さないようアンテナを高く保つ。
- c、学校は、ICTの活用した定期的なアンケート調査、教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。
- d、児童生徒からの相談や聞き取りについては、児童生徒が希望する教職員、スクールカウンセラー等が対応できる体制の構築に努める。

#### ③いじめに対する措置

- a、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- b、これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。特に、保護者に対しては、誠意ある対応に心がけ説明責任を果たす。

- c、加害児童生徒及びその保護者に対して、必要な指導や支援を継続的に行い、被害児童生徒及びその保護者との関係に配慮する。
- d、いじめが解消している状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。
  - ア いじめに係る行為が止んでいること。(被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安に相当の期間継続していること。)
  - イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。(いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること。)

### 3 重大事態への対処

いじめの重大事態については、国基本方針及び「いじめの重大事案の調査に関するガイドライン（文部科学省・令和6年8月改訂版。以下「ガイドライン」という）」を踏まえ、重大事案が発生した場合の対処の方針を定めるとともに、町立学校においては、当該町立学校における重大事態の対処の方針を定め、適切に対応する。

#### (1) 教育委員会又は学校の調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

※「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめであることを意味する。

※「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する、たとえば、以下のケースが予想される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合

- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神症の疾患を発症した場合

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事案が発生したものとして報告・調査等にあたる。

#### ①重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は、教育委員会を通じて町長へ事態発生について報告する。

#### ②調査の趣旨及び調査主体について

- 法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。
- 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調整を速やかに行う。ただし法第23条第2項によるいじめの事実の有無確認が不十分と判断されるときは、学校が確認の徹底を行う。

#### (いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

#### ③調査を行うための組織について

- 学校の重大事態について教育委員会が調査を行うときは、第2の1の(2)により設置される「附属機関」が調査を行うための組織となる。
- 当該調査を行う組織の構成については、調査の公平性・中立性を確保するように努めるものとする。

#### ④事実関係を明確にするための調査の実施

- 事実関係を明確にするための調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、学校・教員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするために行う。
- 当該調査にあたっては、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査するものとする。

- c、当該調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訴等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- d、当該調査を実りあるものにするために、教育委員会・学校自身がたとえ不都合なことがあったとしても、事実にはっきりと向き合おうとする姿勢で当該調査を行うものとする。
- e、教育委員会又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

#### 〈いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合〉

- いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聞き取るとともに、原則として、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施に留意する（例えば、質問票の使用にあたり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないように配慮する等）。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒へ指導を行い、いじめ行為を抑止する。
- いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の学習支援などを行う。
- これらの調査を行うに当たっては、国が示す「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会より積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

#### 〈いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合〉

- 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に該当保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- 調査の方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

#### 〈自殺の背景調査における留意事項〉

- 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
- この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止を講ずる事を目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当できることとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。
- a、背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説

明を行う。

- b、在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
  - c、教育委員会又は学校は、死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
  - d、教育委員会又は学校は、詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの機関や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
  - e、調査を行う組織については、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
  - f、背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うように努める。
  - g、客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
  - h、教育委員会は、学校が調査を行う場合においては、情報の提供について必要な指導及び援助を行うこととされており、教育委員会の適切な対応が求められる。
  - i、情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要があり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないように留意する。
- なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があるので踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、※WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

※WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言（抜粋）

『自殺予防を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識 2023年版』  
(Preventing suicide: a resource for media professionals Update 2023 日本語訳)

○すべきこと

- ・自殺を考えたり自殺の危機が高まったりしたときに、どこに、どのようにして助けを求めればよいか、正しい情報を提供する。
- ・自殺や自殺予防に関して、正確な情報に基づいた事実を周知する。
- ・生活の中でストレスを抱えたり、自殺を考えたりしたときの対処法や助けを求めることの大切さについて報道する。
- ・有名人の自殺を報じる際には、特に注意を払う。
- ・家族や友人などを自殺で亡くした方、自殺を考えたことがある方や自殺未遂をしたことがある方に取材をする際には、慎重に行う。
- ・自殺について報道するときに、メディア関係者自身がその影響を受けてしまう可能性があることを認識する。

○してはいけないこと

- ・自殺に関する内容をトップニュースとして扱ったり、報道を漫然と繰り返したりしない。
- ・自殺の手段を描写しない。
- ・場所に関する名称や詳細な情報を伝えない。
- ・自殺をセンセーショナルに扱ったり、美化したり、よくある普通のこととして扱ったり、あるいは問題を解決する有効な方法のように紹介したりする言葉やコンテンツは使用しない。
- ・自殺の原因を単純化したり、一つの要因に決めつけたりしない。
- ・見出しにセンセーショナルな言葉を使わない。
- ・自殺関連の写真、ビデオ映像、録音した音声、デジタルメディアやソーシャルメディアへのリンクを使用しない。
- ・遺書の詳細を報じない。

⑤その他の留意事項

- a、法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとに限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置で事実関係の全貌が十分に解明されたと判断できる場合は、この限りではない。
- b、事案の重大性を踏まえ、教育委員会の積極的な支援が必要となる。例えば、出席停止措置の活用やいじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には通学区域外通学等の弾力的な対応を行う。

c、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の風評等が流れたりする場合がある。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

## (2) 調査結果の提供及び報告

### ①いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- a、教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。
- b、教育委員会又は学校は、これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることがないように留意する。
- c、質問紙調査の実施により、得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
- d、教育委員会は、学校が調査を行う場合においては、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

### ②調査結果の報告

- a、学校は、調査結果について、教育委員会を通じて町長に報告する。
- b、上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町長に送付する。

## (3) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

### ①再調査

- a、上記(2)②の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のための必要があると認めるときは、「再調査」を行う。
- b、当該「再調査」は専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行う。
- c、この附属機関については、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性を図るように努める。
- d、町長は、「再調査」については、専門的な知識及び経験を有する第三者等による調査と同様、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

※この場合において、ガイドラインによれば、例えば、以下に掲げる場合は、学校の設置者又は学校による重大事態の調査が不十分である可能性があるとしてされていることから、このことを踏まえ、町は再調査の実施の可否について判断するものとする。

- ① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合
- ② 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
- ③ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

## ② 「再調査」の結果を踏まえた措置等

- a、町長及び教育委員会は、「再調査」の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置をとる。
- b、上記の「必要な措置」としては、教育委員会においては、例えば、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の配置等を検討するものとし、町長部局においては、必要な教育予算の確保や児童福祉、青少年健全育成の観点からの措置等について検討する。
- c、町長は、「再調査」を行ったときにはその結果を議会に報告する。議会に報告する内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保する。

## 第3 その他のいじめ防止のための対策に関する重要事項

町は、当該基本方針の提案から3年の経過を目安として、国・県の動向を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められたときには、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

矢吹町いじめ問題対策連絡協議会等条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 矢吹町いじめ問題対策連絡協議会（第 2 条―第 10 条）

第 3 章 矢吹町いじめ問題専門委員会（第 11 条―第 15 条）

第 4 章 矢吹町いじめ問題調査委員会（第 16 条―第 20 条）

附則

**第 1 章 総則**

（趣旨）

**第 1 条** この条例は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の規定に基づき、矢吹町いじめ問題対策連絡協議会、矢吹町いじめ問題専門委員会及び矢吹町いじめ問題調査委員会の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

**第 2 章 矢吹町いじめ問題対策連絡協議会**

（設置）

**第 2 条** 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、矢吹町いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

**第 3 条** 連絡協議会は、法第 14 条第 1 項に規定するいじめ防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

（組織）

**第 4 条** 連絡協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 矢吹町立学校
- (2) 教育委員会事務局
- (3) 県中児童相談所
- (4) 福島県警察
- (5) 矢吹町 P T A 連絡協議会
- (6) 矢吹町民生児童委員協議会
- (7) 白河人権擁護委員協議会
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）

**第 5 条** 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

**第 6 条** 連絡協議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 3 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (会議)

**第7条** 連絡協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、教育委員会が行う。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
  - 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 4 会長は、連絡協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- (守秘義務)

**第8条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

**第9条** 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

**第10条** この章に定めるもののほか、連絡協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 第3章 矢吹町いじめ問題専門委員会

(設置)

**第11条** 法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、矢吹町いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第12条** 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第14条第3項に規定するいじめの防止等のための対策に関すること。
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態に関すること。

(組織)

**第13条** 専門委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(臨時委員)

**第14条** 教育委員会は、専門委員会に特別な事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(準用)

**第15条** 第5条から第10条までの規定は、専門委員会について準用する。この場合において、第6条第1項及び第3項中「連絡協議会」とあるのは、「専門委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、同条第2項及び第4項中「会長」とあるのは「委員長」と、第7条第1項及び第4項中「連絡協議会」とあるのは、「専門委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、第9条並びに第10条中「連絡協議会」とあるのは、「専門委員会」と読み替えるものとする。

#### 第4章 矢吹町いじめ問題調査委員会

(設置)

**第16条** 法第30条第2項の規定に基づき、矢吹町いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

**第17条** 調査委員会は、町長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

(庶務)

**第18条** 調査委員会の庶務は、総務課において処理する。

(準用)

**第19条** 第5条から第8条まで及び第13条から第14条までの規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第6条第1項及び第3項中「連絡協議会」とあるのは「調査委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、同条第2項及び4項中「会長」とあるのは「委員長」と、第7条第1項及び第4項中「連絡協議会」とあるのは「調査委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、第13条第1項中「専門委員会」とあるのは「調査委員会」と、同条第2項中「教育委員会」とあるのは「町長」と、第14条第1項中「教育委員会」とあるのは「町長」と、「専門委員会」とあるのは「調査委員会」と、同条第2項中「教育委員会」とあるのは「町長」と読み替えるものとする。

(委任)

**第20条** この章に定めるもののほか、調査委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(矢吹町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 矢吹町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年矢吹町条例第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則** (令和5年3月31日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。